



1



この計画がめざす方向

ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～

「朝霞市男女平等推進条例*」では、「急速な社会環境の変化とともに、多様な生き方を認める社会に変わりつつある現在、朝霞市が豊かで安心できる社会を築いていくためには、地域の特性を踏まえた上、男女が、社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野に対等に参画できる社会を実現することが重要である」としています。

これまで朝霞市では、男女平等に向けた社会づくりを推進してきましたが、性別による固定的な役割分業意識が依然として認められるなど改善すべき課題が多く残されています。

また、顕在化してきた女性への暴力、増え続ける児童虐待や中高年男性の自殺など、性別による固定的な役割分業意識が一因とされる社会現象も増えています。引きこもりやニート*と呼ばれる若者の急増も無関係ではないと言われています。

今後は、「朝霞市男女平等推進条例」の理念に基づいて、性別、年齢、障害の有無、国籍等を超えてつないだひとの輪によって住みやすく暮らしやすい素敵な朝霞市を実現することをめざして、この計画の基本理念を「ひとの輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」とします。

基本理念「^{ひと}男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」をより確実に実現するために、この計画は次の3つの視点を基本に策定しました。

1 男女平等社会像の提案

子育ての責任を一身に負いストレスを抱えている女性たち、長時間の労働で疲れきってストレスを抱えている男性たち、双方のストレスが子どもへの暴力(児童虐待)、妻などへの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV)*)として、あるいは自殺につながってしまうことがあります。こうしたストレスや自他に向けられた暴力の背景には、男性の役割や女性の役割といった性別による固定的な役割分業意識が根深く関係しています。たとえ少数であっても、こうした厳しい状況におかれる人が存在する社会は、男女が生き生きと生きることができる男女平等社会とは異なります。

「朝霞市男女平等に関する市民意識調査※」(以下、「市民意識調査」とする)結果では、男女の地位の平等を望む声は男女ともに高い割合です。

男女が平等な社会を実現するために、男女がともに作り出す豊かな生活像、朝霞の街の素敵な未来像など、男女平等社会の具体的な姿をこの計画を通じて積極的に提案します。

※市内在住の18歳以上男女を対象に郵送法により平成22年6月実施。配布数2,000票(無作為抽出)、有効回収数866票(43.3%)

2 絞り込んだ施策目標の設定

これからは、これまでの成果の上に、市民参画により制定された「朝霞市男女平等推進条例」が示す男女平等社会を実質化していくことが主要なテーマになります。この計画では、基本理念を明確にし、その実現に向けて絞り込んだ施策目標を設定し、確実に効果的に男女平等を推進します。

3 多様なライフコース(人生のタイプ)への配慮

朝霞市は30歳代人口が多いのが特徴ですが、女性にとって30歳代はまさにライフコースの分岐点にあたります。

男女ともにライフコースの多様化が進んでいますが、特に女性でその傾向が顕著です。未婚のまま生活する人や子どもを持たない女性たち、職業を継続する女性たちが増えています。

出産などで就業を中断した女性の再出発のあり方も、パート労働の担い手となることのみならず、起業やICT*を利用した在宅就業、NPO*法人等の運営、社会的な活動の展開、大学などへの再入学や留学、職業資格取得の学習等、実に多様な選択がなされています。

そのため、今後は、幼年期、青年期、壮年期、高齢前期・後期などのライフステージ(年齢による区分)だけでなく、非婚就業、DINKS*、仕事と子育て両立、再就職、家事専業などさまざまなライフコースを選択した場合と重ね合わせた複数の軸で、男女平等推進のための課題を整理・検証しながら男女平等社会の実現を目指していくことが不可欠になっています。

多様なライフコースに配慮した男女平等推進の計画とします。

1 -3 計画の重点課題と施策目標

「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。

〔条例の基本理念〕

- 1 男女の個人としての尊重と性別による差別的取扱いを受けないこと
- 2 性別役割分業意識の解消と自己決定権の確立
- 3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- 4 家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- 5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- 6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- 7 国際的な協力の下での推進

〈計画の基本理念〉

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～

〔基本理念実現への基本的な視点〕

- 1 男女平等社会像の提案
- 2 絞り込んだ施策目標の設定
- 3 多様なライフコースへの配慮

〈計画の重点課題〉

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

〔計画の重点プロジェクト〕

- 1 男女平等の教育・学習推進プロジェクト
- 2 異性間暴力の防止プロジェクト
- 3 子育て世代の男女応援プロジェクト
- 4 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

〈計画の施策目標〉

- 1 男女平等を進めるための積極的な情報提供
- 2 男女平等を進める教育・学習体系の確立
- 3 性の尊重と異性間の暴力の根絶
- 4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画
- 5 男女の自己実現支援

1 重点課題

(1) 男女平等の意識づくり

急速な社会環境の変化とともに、男女ともに多様なライフコースが志向されるようになってきています。しかしながら、家庭や地域・職場等の市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、現実生活と意識との矛盾が大きくなっています。そのため、自己の持てる力を発揮しにくいと感じている人や不平等を感じている人の視点からの、男女平等の意識づくりに向けた重点的な取り組みが求められています。

(2) 男女平等が実感できる生活の実現

「朝霞市男女平等推進条例」は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。少子高齢社会への対応としても、また、増え続けるストレスや自他に向けられた暴力などの深刻な課題を解決するためにも、条例を踏まえ、朝霞市民の一人一人が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し合える、男女平等が実感できる生活の実現に向けた重点的な取り組みが求められています。

2 施策目標

(1) 男女平等を進めるための積極的な情報提供

朝霞市が目指す男女平等の社会像について、市民一人一人の理解が深まるよう積極的な情報提供に努めます。

(2) 男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるよう、男女平等を進める生涯にわたる教育・学習体系を確立します。

(3) 性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）*」について周知を図るとともに、異性間におけるあらゆる暴力の否定について社会的認識を徹底するなど、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会を目指します。

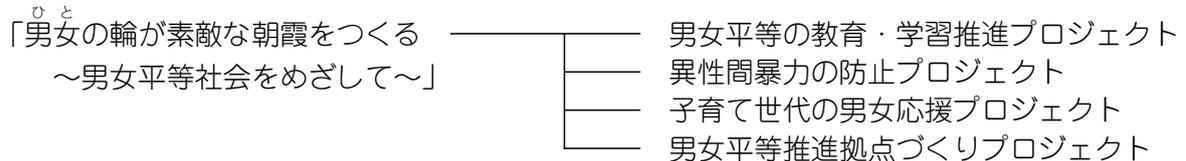
(4) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進します。

(5) 男女の自己実現支援

市民一人一人が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるように支援します。

この計画の基本理念「^{ひと}男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、重点課題を解決するために次の4つの重点プロジェクトを設定し、重点的・優先的に推進します。



1 男女平等の教育・学習推進プロジェクト

(1) 背景

「市民意識調査」結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人が賛成する人を上回っていますが、平成20年時から比べると否定派が減少し肯定派が増加している傾向です。また、「男性がメインで女性はサブでいい」といった性別による固定的な役割分業意識がいまだに根強く残っています。

このような考え方を解消し、男女がその個性と能力を生かし、自己実現に向けた生き方ができるように、市民一人一人が生涯を通じて男女平等の教育機会を得、学習を続けることができる環境づくりが必要です。

(2) 基本的な考え方

学校においては、小・中学生が男女平等や“個”の自立について具体的に考え、実感できる教育プログラムの充実に努めます。男女がともに自立した人間としてお互いに尊重しあう家庭を築き、暮らしを通して子どもへ男女平等の教育・学習がなされることを促進します。また、地域等では、男女のライフプランを学習する機会や、地域コミュニティ活動の機会に男女平等の視点を積極的に絡めるなど、生涯学習活動、地域組織活動と連携した取り組みを進めます。

(3) 主要な施策

- 男女平等の教育プログラムの充実 (P38)
- 男女が平等な家庭生活の情報提供 (P40)
- 家庭教育についての学習機会の提供 (P40)
- 男女平等に関する生涯学習の推進 (P42)

2 異性間暴力の防止プロジェクト

(1) 背景

平成21年度の「女性総合相談*」で、「暴力」そのものについての相談は13件ですが、「市民意識調査」結果によると、回答した女性の1割強が身体的暴力を、1割が性的暴力を、3割強が精神的暴力を経験しており、顕在化しているのは“氷山の一角”であることが推測されます。

(2) 基本的な考え方

学校はもとより、家庭、地域、職場等において暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて積極的な情報提供に努めます。また、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」(平成22年3月策定)に基づき、この基本計画に位置づけられた諸事業の推進に努めます。

(3) 主要な施策

- 異性間暴力が犯罪であることの周知 (P48)
- 相談体制の充実 (P50)
- 庁内の保護・支援体制の確立 (P51)
- 関係機関と連携した被害者の保護、自立支援 (P52)
- 「配偶者暴力相談支援センター」の設置 (P52)

3 子育て世代の男女応援プロジェクト

(1) 背景

30歳代人口が多いことが朝霞市の特徴の一つですが、30歳代女性の労働力率は5割と低く、男性が継続就労するのに対して、女性は子育て専門の割合が高くなっています。しかしながら、「市民意識調査」結果では、30歳代無職の女性の約9割が就業を希望しています。子育てそのものについての社会的な支援体制は整いつつありますが、子育て世代の社会参加や、男性の家事・育児参画、女性の再就労準備などへの支援はまだ十分とは言えない状況です。

(2) 基本的な考え方

男女がともに家事や子育てを担い、子育てをしながら就労・学習・社会活動への参加ができる環境づくりを進めます。再就職、起業をはじめ、社会・地域活動への参画などに向けた女性の能力開発を支援します。

(3) 主要な施策

- 子育て家庭における男性の家事・育児参画応援 (P40)
- 男女がともに参加しやすい活動への配慮 (P58)
- 家庭と職業の両立支援 (P64)
- 女性の能力開発支援 (P68)

4 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

(1) 背景

「朝霞市男女平等推進条例」にも必要性がうたわれているように、男女平等を推進するための「総合的な拠点施設の設置」が求められています。

(2) 基本的な考え方

推進拠点でどのような男女平等にかかわる活動を誰がどのように展開するのかなど、推進拠点のコンセプトと必要な機能、運営方法などについて市民と協働しながら検討します。

(3) 主要な施策

- 推進拠点施設の設置に向けた検討 (P68)

1 -5 施策の体系

この計画は次のような体系に沿って展開します。

